

I. 審議経過

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正を踏まえて、大阪府温暖化の防止等に関する条例の見直しを検討。
- 2020年6月10日に環境審議会へ諮問した後、温暖化対策部会を開催(計3回)し、論点の整理や方向性などについて議論を行い、部会として中間報告を行う。

II. 国や大阪府を取り巻く状況について

1. 国の動き

- ◆パリ協定の採択を踏まえた、温室効果ガス削減目標
⇒2030年度に2013年度比26%削減
- ◆建築物省エネ法（2015年7月8日に公布）
- ◆「地球温暖化対策計画(2016年5月)」策定
⇒住宅・建築物分野（「業務その他部門」、「家庭部門」）
CO2排出量 2030年度に2013年度比約40%削減
- ◆「エネルギー基本計画（2018年7月）」策定
⇒2030年までに新築建築物・住宅の平均でZEB化、ZEH化
- ◆建築物省エネ法の改正（2019年5月17日に公布）
[注1] 地方の自然的社会的条件の特殊性により、省エネ基準のみによっては建築物の省エネ性能の確保が困難な場合、法律に基づく条例で省エネ基準に必要な事項を付加できる（建築基準法に基づく確認申請と連動）
- ◆第203回臨時国会における菅首相所信表明演説
⇒2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ（2020年10月26日）

2. 大阪府のこれまでの取組み

- ◆大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2015年3月策定⇒2017年12月一部改定
※2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの将来像を見据え、次期実行計画を令和2年度末策定予定
- ◆大阪府温暖化の防止等に関する条例（2006年4月施行）
○建築物の環境配慮に係る主な取組み ※大阪市も同様の条例を有する
 - (1) 建築物環境計画書の届出
⇒2006年4月～5,000㎡以上 → 2012年7月～2,000㎡以上
 - (2) 条例で定める基準への適合

用途	延べ面積の合計	建築物の環境配慮義務の省エネルギー基準適合	
		外皮（断熱・遮熱）	一次エネルギー消費量（設備）
[注2] 非住宅	10,000㎡以上	条例による義務（2015年4月～）	建築物省エネ法による義務（2017年度～）
	2,000㎡以上	条例による義務（2018年4月～）	
	300㎡以上		建築物省エネ法により義務化（2021年4月～施行予定）
[注3] 住宅	10,000㎡以上	条例による義務（2018年4月～） （高さ60m超に限る）	
 - (3) 販売等の広告や工事現場への建築物環境性能表示
⇒建築物環境計画書の届出後、価格・間取りなどを記載した販売、賃貸広告は建築物環境性能表示とその届出を義務化（2012年7月～）
⇒工事現場への建築物環境性能表示の義務化（2018年4月～）
 - (4) 再生可能エネルギー利用設備の導入の検討
⇒太陽光発電設備等の導入の検討義務化（2015年4月～）
 - (5) 建築物の顕彰制度
⇒おおさか環境にやさしい建築賞（2007年度～）
⇒おおさかストップ温暖化賞特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）（2019年度～）

III. 論点と方向性について

1. 論点の整理

論点1. 目指すべき方向性

- ◆2050年脱炭素社会を見据え2030年に向けた基本的な考え方
○2030年に向け、どう取り組むべきか
- ◆非住宅の環境配慮について
○国の法改正を踏まえた施策のあり方
○既存建築物の省エネ施策のあり方
- ◆住宅の環境配慮について
○国の法改正を踏まえた施策のあり方
○既存住宅の省エネ施策のあり方
○コロナによる生活様式の変化も踏まえた住宅に対する施策の検討

論点2. 具体的施策

- ◆条例による規制
○外皮性能、一次エネルギー消費量をどこまで引き下げるのか
○対象範囲をどこまで広げるか
○非住宅は、法による義務化が可能
○住宅は、法による義務化ができないため、官民間問わず建築主の協力が必要
- ◆啓発
○府民・事業者の省エネに関する目標と普及啓発

論点3. その他有効な施策

- ◆建築物の省エネに関し有効な施策
○再生可能エネルギーの普及啓発
○表彰制度、他の施策と連携した取組みの充実

2. 方向性

目指すべき方向性

- ◆2050年脱炭素社会を見据え2030年に向けた基本的な考え方
○全国に先駆けた建築物の環境配慮に関する条例の先進性を継続
○経済・環境の好循環を生み出すことが重要
○2050年以降残すべき良質な住宅・建築物のビジョンをもって、新築、既存ともに、できるだけ早期に対策を講じる
○府民・事業者への啓発を行うとともに、規制については、タイミングを見極めたうえで実施
- ◆非住宅に対する環境配慮
○府民・事業者に対し、建築物の環境性能の向上が経済の活性化にもつながることをわかりやすく普及啓発
○改正建築物省エネ法を踏まえた非住宅に対する規制
- ◆住宅に対する環境配慮
○府民に環境配慮した住宅の価値をわかりやすく普及啓発
○住宅に対する府独自の規制

具体的施策（継続審議）

- ◆条例による規制
○法規制 [注1] による対象及び範囲拡大（非住宅） [注2]
○府独自規制による対象及び範囲拡大（住宅） [注3]
○ZEB化、ZEH化を見据えた再生可能エネルギー利用設備の導入義務化
- ◆府民・事業者への啓発
○省エネ住宅の価値の理解
○住宅の改修や新築における初期投資・ライフサイクルコストの費用対効果にかかる情報提供
○断熱性の向上と健康の関係について、専門的なアドバイス
○建築物の省エネが地球環境に与える影響の説明
○法による建築士の建築主への説明義務時に追加説明

その他有効な施策（継続審議）

- ◆再生可能エネルギー利用設備促進
○国の2030年新築建築物・住宅のZEB化、ZEH化に向けた取組み

IV. 今後の予定

- 本審議会の中間報告以降、温暖化対策部会で議論を深め、部会として答申案を取りまとめる。
- 2021年6月に環境審議会の答申として取りまとめていただく予定。